

休日保育

資料3-4

休日保育とは

保育の認定を受けたお子さんが、普段、保育所等に通所しており、日曜や祝日にも保護者が就労等をし、お子さんを家庭で保育できない場合に、ご利用いただく制度です。

なお、休日保育の利用にあたっては、連続7日間以上の保育所等の利用とならないよう、原則、利用した週の月～土曜日の間で、普段通所する保育所等をお休みする日（代替休日）を設定し、保護者がお子さんを保育していただくよう、御案内ください。

<通所園へのお願い>

各保育所等におかれましては、保護者より休日保育の申し出があった場合、利用方法等について案内をお願いいたします。また、休日保育利用者の代替休日についても、取得状況を把握し、適切に管理するとともに、実施園への報告をお願いいたします。

※言葉の定義 **通所園**：利用者が普段通所する保育所、**実施園**：休日保育を実施する保育所

1. 実施日・利用時間

日曜日・祝日（振替休日を含む）の 午前 8 時から午後 6 時

※ ただし、年末年始（12月29日から1月3日）を除く

2. 対象児童

次のいずれも満たすお子さんが利用できます。

■川崎市内にお住まいで、保育の必要性の認定（子どものための教育・保育給付認定、又は施設等利用給付認定）を受け、認可保育所等（認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業）又は川崎市内の認可外保育所に通所していること（ただし、川崎市外にお住まいで、市内の認可保育所等に通所しているお子さんを含む。）

■日曜・祝日においても、保育が必要と認められること（原則、保育を必要とする事由が平日と同じであること）

■離乳食が完了していること

3. 実施施設

休日保育実施保育園の一覧		
保育所名	住所	電話番号
のぞみ保育園	川崎市川崎区富士見1-6-10	044-223-2229
YMCAかわさき保育園	川崎市幸区大宮町26-3 3号棟102	044-520-1825
かしまだ保育園	川崎市幸区下平間1-10	044-200-4991
すみれ保育園	川崎市中原区木月住吉町1-12	044-430-5544
緑の杜保育園	川崎市高津区下作延2-6-3	044-866-6914
さぎ沼なごみ保育園	川崎市宮前区土橋3-1-6	044-871-7531
なのはな保育園	川崎市多摩区登戸2249-1	044-930-1261

4. 利用料金

■ 新たな保育料は発生しません（休日保育を利用する代わりに、月～土曜日に普段通所する保育所等を利用しない日を設けることで、利用料はかかりません）。ただし、保育料の滞納がある場合は利用できません。

■ 3歳以上のお子さんへの主食代など、別途実費相当額をいただく場合がありますので、各休日保育実施園にお問い合わせください。なお、実費相当額については、当日の利用の有無にかかわらず、返還されない場合がありますので、予めご了承ください。

5. 利用方法

(1) 事前登録

毎年度 1 回、利用者が通所園を介して実施園へ申請します。

(2) 利用申込

利用希望月ごとに、利用者が通所園を介して実施園へ申請します。

(3) 利用の決定(利用調整)

受入の可否が、実施園から通所園を通じて、利用者へ返送されます。

(4) 休日保育の利用(休日保育利用日当日)

(5) 代替休日

原則、連続 7 日間以上の保育所等の利用とならないよう、代替休日を設ける必要があります。

6. その他(注意事項等)

- 実施園においても安全な保育を実施するため、必要に応じて通所園から児童に関する情報(プロフィールや食物アレルギー等)を提供してください。
- 利用者の無断キャンセルや、正当な理由なくキャンセルが続く場合は、翌月の利用から、利用調整の優先度が下がる、あるいは利用をお断りする場合があります。利用申請内容に虚偽があった場合や、代替休日を取得していないことが判明した場合、集団生活や保育所等の運営に支障をきたした場合は、休日保育の利用をお断りすることがあることを、通所園及び実施園双方から利用者にお伝えください。

<川崎市休日保育ページURL>

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000030693.html>

当該ホームページにて、制度の詳細や様式、マニュアル等の御案内が掲載されておりますので、適宜御参照ください。